

令和5年群馬東部水道企業団議会

10月定例会会議録

群馬東部水道企業団

令和5年群馬東部水道企業団議会10月定例会会議録

令和5年10月4日（水曜日）

1 出席議員 12名

1番	矢部伸幸	2番	大川陽一
3番	白石さと子	4番	権田昌弘
5番	川村幸人	6番	杉山英行
7番	須藤日米代	8番	小林武雄
9番	坂上祐次	10番	高橋祐二
11番	渡邊明	12番	黒田重利

2 欠席議員 なし

3 説明のために出席した者 13名

企業長	清水聖義	副企業長	多田善洋
副企業長	須藤昭男	副企業長	金子正一
代表監査委員	高橋嘉一郎		
局長	小郷隆士	次長	大塚憲一
次長	百瀬光宏	総務課長	奥川靖
企画課長	小杉浩子	工務課長	山本雅己
庁舎建設室長	島田賢司	みどり支所長	関口洋一

4 その他出席した者 3名

書記	秋庭美恵	書記	川崎千穂
書記	飯田直樹		

議事日程（第1号）

令和5年10月4日 午前10時45分開議
群馬東部水道企業団議会議長 矢部 伸幸

- 第1 議席の指定
- 第2 会期の決定
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 報告第 1号 令和4年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算
の繰越しについて
報告第 2号 令和4年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算
に基づく資金不足比率について
議案第19号 令和4年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算
認定について
議案第20号 令和4年度群馬東部水道企業団水道事業会計未処
分利益剰余金処分について
- 第5 議案第21号 令和5年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正
予算（第1号）について
- 第6 議案第22号 群馬東部水道企業団行政手続等における情報通信
の技術の利用に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

■開 会

午前10時45分開会

議長（矢部伸幸） 只今から告示第25号をもって招集されました、令和5年群馬東部水道企業団議会10月定例会を開会いたします。

■開 議

議長（矢部伸幸） これより本日の会議を開きます。

議事に入る前に、議員辞職等の件について、ご報告いたします。去る8月8日、堀口正敏議員が任期満了により退職されました。

また、去る9月28日、小林正明議員より辞職届が提出され、群馬東部水道企業団議会会議規則第70条第2項の規定により、これが許可されましたので、ご報告いたします。

■日 程

議長（矢部伸幸） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布申し上げたとおりであります。その順序により会議を進めたいと思いますので、ご了承願います。

日程に入ります。

■議席の指定

議長（矢部伸幸） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条の規定により、議長において指定いたします。議員の氏名と議席の番号を関根議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長（関根進） 太田市議会事務局の関根でございます。それでは朗読いたします。

9番、坂上祐次議員、10番、高橋祐二議員。以上でございます。

議長（矢部伸幸） 只今朗読したとおり、議席を指定いたします。

議会事務局長（関根進） 大変恐れ入りますが、お手元の席札の議席番号に掛けてございます白紙を、お取り願います。

■会期の決定

議長（矢部伸幸） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（矢部伸幸） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

■会議録署名議員の指名

議長（矢部伸幸） 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、8番、小林武雄議員、9番、坂上祐次議員を指名いたします。

■議案上程

議長（矢部伸幸） 次に、日程第4、報告第1号及び報告第2号の2件、議案第19号及び議案第20号の2議案を一括議題といたします。

■提案理由の説明

議長（矢部伸幸） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（小郷局長挙手）

議長（矢部伸幸） 小郷局長。

局長（小郷隆士） 報告第1号及び報告第2号の2件についてのご報告と、議案第19号及び議案第20号の2議案についての提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、報告第1号令和4年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算の繰越しについて、議案書の1ページをお開き下さい。

本件は、配水管布設替工事等計37件につきまして、事業の完了が翌年度となるため、2ページの予算繰越計算書にお示ししたとおり、繰越したものです。

次に、報告第2号、令和4年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率について、議案書の4ページをお開きください。

本件は、令和4年度決算に基づく資金不足比率を報告するものです。資金不足比率につきましては、現金預金などの資産が、未払金などの負債額を上回っており、資金不足はなかったことから、算定されなかったものでございます。以上、2件につきまして、ご報告申し上げましたが、よろしく願い申し上げます。

次に、議案第19号、令和4年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算認定について、議案書の9ページ及び別冊①令和4年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算書の1ページをお開きください。

令和4年度の水道事業会計決算ですが、収益的収入及び支出において、収入の水道事業収益の決算額は、2ページに記載しました107億4,809万776円、支出の水道事業費用の決算額は、92億3,672万8,749円となりました。また、3ページの資本的収入及び支出において、収入の資本的収入の決算額は、4ページに記載しました41億4,239万802円、支出の資本的支出の決算額は、94億4,844万4,726円となりました。

この決算につきましては、監査委員の審査も終了しておりますので、意見書を付し、ご提案申し上げますのでございます。

次に、議案第20号、令和4年度群馬東部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金処分について、議案書の10ページ及び別冊①決算書の6ページの下段、令和4年度群馬東部水道企業団水道事業剰余金処分計算書（案）をお開きください。

令和4年度決算における剰余金の残高は、28億2,727万1,891円になります。建設改良積立金へ10億3,000万円を積立て、資本金へ17億9,363万7,389円の組入れを行い、剰余金の処分を行うものです。

以上、2議案について、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢部伸幸） 次に、高橋代表監査委員から報告を求めます。

（高橋代表監査委員挙手）

議長（矢部伸幸） 高橋代表監査委員。

代表監査委員（高橋嘉一郎） それでは、ご指名によりまして、令和4年度群馬東部水道企業団資金不足比率の審査結果をご報告申し上げます。

企業長から審査に付されました、群馬東部水道企業団水道事業会計の決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼に審査を実施いたしました。審査の結果、資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令の規定に基づき算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認めることができ、資金不足比率は、算出されなかったため、良好であることが確認されました。

今後も状況を注視し、健全な経営に努めていただくことを要望いたしまして、令和4年度資金不足比率の審査結果の報告とさせていただきます。

続きまして、令和4年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算の審査結果をご報告申し上げます。

企業長から審査に付されました企業団の決算書類が経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、事業運営が適正かつ効率的に行われているかを主眼に審査を実施いたしました。

審査の結果、決算諸表は、経営成績及び財政状態を適正に表示していると認めることができました。

また、事業運営の審査結果につきましては、別冊②の意見書に記載してございます。企業団の経営成績は、8ページに記載したとおり、純利益が10億2,634万9,947円となっており、前年度と比較しますと、2億8,788万9,667円減少いたしました。健全な経営を堅持しております。

今後は、世界的な物価高騰や円安などの影響で、人件費や原材料費、燃料費を含めた工事代金の高騰が続くと思われますので、引き続き適正な工事発注を行うことを要望いたします。

また、令和6年度までは国の交付金により、工事量が増加し、企業債の増加も予想されますので、企業債の償還にも考慮し、さらなる経営の

効率化を進めていただきたいと思います。

以上、令和4年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算の審査結果の報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

■質 疑

議長（矢部伸幸） 最初に、報告2件に対する質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（矢部伸幸） 別にご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。報告第1号及び報告第2号の2件につきましては、以上で報告を終わります。

■質 疑

議長（矢部伸幸） 次に、2議案に対する質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（矢部伸幸） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（矢部伸幸） 議事の都合により、議案第19号及び議案第20号の2議案についての討論は一括とし、採決は議案ごとといたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（矢部伸幸） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（矢部伸幸） これより採決いたします。

最初に、議案第19号を採決いたします。本案を原案のとおり可決すること

に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（矢部伸幸） 挙手全員、よって本案は原案のとおり認定されました。

次に、議案第20号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（矢部伸幸） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

■議案上程

議長（矢部伸幸） 次に、日程第5、議案第21号を議題といたします。

■提案理由の説明

議長（矢部伸幸） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

(小郷局長挙手)

議長（矢部伸幸） 小郷局長。

局長（小郷隆士） 議案第21号、令和5年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の11ページ及び別冊③令和5年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算（10月補正）の1ページをお開きください。

本ページにおきましては、補正予算について定めたものでございます。

第2条は、業務の予定量を補正するものでございます。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入の第2項営業外収益において、消費税及び地方消費税還付金1,464万1千円を増額補正するものでございます。

また、支出では、第1項営業費用において、営業所廃止に伴う経費の減額や浄水場管理棟屋根防水修繕の追加などにより、495万6千円を減額補正する

ものでございます。

また、第4条の資本的収入及び支出につきましては、収入では、第5項その他資本的収入において、建築物等移転補償金173万8千円を、支出で、第1項建設改良費において、管材費の上昇や工事内容の見直しなどにより、1億5,060万2千円を、それぞれ増額補正するものでございます。

次に2ページをご覧ください。

第5条では、職員の人事異動に伴い職員給与費を、2,724万5千円減額補正するものでございます。

また、3ページ以降には、補正予算に伴う実施計画等を添付させていただきました。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（矢部伸幸） これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（矢部伸幸） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（矢部伸幸） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（矢部伸幸） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（矢部伸幸） これより採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（矢部伸幸） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

■議案上程

議長（矢部伸幸） 次に、日程第6、議案第22号を議題といたします。

■提案理由の説明

議長（矢部伸幸） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

(小郷局長挙手)

議長（矢部伸幸） 小郷局長。

局長（小郷隆士） 議案第22号、群馬東部水道企業団行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の12ページをお開き下さい。

本案は、企業団の機関に係る手続等において、住民の利便性の向上並びに事業運営の簡素化及び効率化を目的とした情報通信技術を利用する方法に関し、必要な事項を定めるものです。

なお、附則につきましては、この条例の施行日を公布の日と定めるものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（矢部伸幸） これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

議長（矢部伸幸） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切り

ます。

■討 論

議長（矢部伸幸） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（矢部伸幸） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（矢部伸幸） これより採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（矢部伸幸） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

■閉 会

議長（矢部伸幸） 以上をもちまして、今定例会の議事全てを終了いたしました。

最後に、清水企業長からご挨拶があります。

企業長（清水聖義） 本日は、大変お忙しい中お集まりいただき、ご審議いただきましてありがとうございました。また、決算の認定、補正予算、条例について可決をいただきました。ありがとうございました。

企業団の存在価値は結構大きなものでありまして、全国で初めて、これだけ大きな合併をしたということですが、問題点がまったく無いというわけではありません。小さく水道事業をやっていた方がいいという人もいると思いますが、やはり大枠でとらえて、国の補助金を使ってやっていくということも非常に大事なことだと思います。国の補助金を120億円もらって進めているわけですが、補助金が終わった後、これで全て管工事が終わるわけではなくて、更に铸铁管に切り替えていくということが続くわけでありまして、皆様方の可決をいただいた段階的な値上げを通じて、インフラ整備を続けていきたいと思っております。

色んな方が色んな意見を持っていると思います。広域合併というのは、それぞれの市町の事情があります。料金改定では、特に大泉町は値上げ幅が大きく、迷惑をかけたのですが、こういったことが現実問題としてあるわけです。ですから、ぜひ積極的にご意見を出していただいて、変えられることは変えていく。内部では、先ほど人件費が下がったとありましたが、できるだけ効率的に動いていきたいと思っております。

また、水道庁舎の全面移転が令和7年から始まって、令和9年から運営開始となっております。新庁舎建設がプロポーザルによって、石井設計に決まりました。建設費が上がって苦戦するかもしれませんが、最小の経費で建築を進めていきたいと考えております。

今後ともご指導いただきますよう、よろしく申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。今日は、ありがとうございました。

議長（矢部伸幸） これをもちまして閉会と致します。大変ありがとうございました。

午前11時03分閉会

地方自治法第123条第2項及び群馬東部水道企業団議会会議規則第61条の規定により、ここに署名する。

群馬東部水道企業団議会議長

矢部伸幸

群馬東部水道企業団議会議員

小林武雄

群馬東部水道企業団議会議員

坂上祐次